

2022 年 1 月より、任意継続者の資格喪失理由の見直しが行われます。

2022 年 1 月より、任意継続者の生活実態に応じた加入期間の短縮化を支援する観点から、任意継続被保険者本人の申請による任意脱退を可能とする法改正が行われます。

1. 具体的な見直し内容

従来の資格喪失事由（①～⑤）に加え、新たに⑥が追加されます。

資格喪失事由	添付書類	喪失日
①被保険者になったとき (再就職により他の健康保険組合等に加入したとき)	再就職先の保険者証 (コピー)	資格取得日(再就職日)*1
②後期高齢者医療制度の被保険者となったため	後期高齢者医療被保険者証 (コピー)	75歳到達日*2
③死亡したとき	「死亡診断書」または 「埋葬許可書」(コピー)	死亡日の翌日
④資格期間満了	—	満了日の翌日
⑤保険料の未納	—	納付期限の翌日
⑥任意継続被保険者でなくなることを希望するため*3	任意継続被保険者資格喪失申請書	申請書を健保組合が受理した日の属する月の翌月1日

*1: 再就職日に社会保険に加入しなかった場合、資格取得日=再就職日でないこともあります。

*2: 一定の障害状態にある場合は、65歳以上で該当

*3: 従来は、「国民健康保険に加入」「家族の健康保険(被扶養者)に加入」などは、資格喪失事由となりませんでしたが、今後は上記⑥の理由で申請書を提出することで資格喪失となります。

2. 「被保険者からの申請による資格喪失(上表⑥)」の手続き上の留意事項**【ご注意ください!】**

- **資格喪失日は健保組合が喪失申請書を受理した日の属する月の翌月1日**になります。
- 申請書を健保組合が受理した日の属する月分まで任意継続被保険者の保険料がかかります。
- 申請書を受理した日の属する月も被保険者であるため、**申請書に被保険者証を添付しないでください。**(翌月1日以降に簡易書留により返納いただきます。)
- **申出後に取り消しはできません。**

以上